

#### 4 登記申請の登録免許税の免除

『東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律』の施行に伴う登記申請に係る登録免許税の免除

平成23年4月27日に『東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律』が施行され、次のような登録免許税が平成33年3月31日まで免除されます。

- 被災した建物の建替え等に係る登録免許税
- 被災した建物に代わる建物の敷地に係る登録免許税
- 被災した建物の建替え等のための資金の貸付けに伴う抵当権の設定登記に係る登録免許税
- 被災した農用地の代替農用地に係る登録免許税
- 被災した会社の本店等の移転等に係る登録免許税